

日本の税の歴史

税のしくみは、長い歴史のなかで形づくられてきたものです。時代を追って税の移り変わりを見てみましょう。



弥生時代以前

この時代には、まだ税制というものがなく、労役が中心であった。



飛鳥時代

〈律令国家の時代〉

大宝律令が制定され、全国統一的な制度としての税が現れる。班田収授の法により、口分田を与えられるかわりに租・庸・調や雑徭が課せられることになった。

租…良民に割り当てられた口分田の面積に応じて稲を納める。
庸…労役のかわりに布を納める。
調…地方の特産物を納める。
雑徭…労役を提供する。



奈良時代

人口の増加による口分田の不足や、厳しい税負担からの農民の逃亡などに対応して、三世一身法や墾田永年私財法を發布し、田地と税収の拡大が図られた。

平安時代

〈荘園・公領制のはじまり〉

公地公民がくずれ、貴族や寺社による土地の私有化が盛んになり、いわゆる荘園が広まった。それまで、国家に納めていた税を荘園領主に納める形に次第に変化していった。



年貢…律令時代の租にあたり、荘民の耕作する田に対して課し、米で納める。
公事…畠、山野の産物、手工業的産物を納める。
夫役…労役を提供する。

鎌倉時代

〈武家社会の時代〉

武士の成長により、徐々に荘園の支配権が武士に移っていき、荘園・公領制そのものが変質していった。一方、商工業の発達により新たな税が生まれた。

関銭…通行税のことで関所を設けて徴収する。

酒屋役・倉役

…営業税のことで、金融業を営んでいた酒屋、土倉に対して課されるもの。



室町時代

安土桃山時代

〈荘園・公領制の崩壊〉

豊臣秀吉は、検地（太閤検地）を行い、田畑の面積と等級を定めて石高を見積もり、石高に応じて税を課した。このことにより荘園・公領制は完全に崩壊し、全国の土地が武士の支配下に置かれた。



江戸時代

〈封建支配体制の確立〉

徳川氏が天下を統一し、幕府の統制のもとに領地を持つ大名が政治を行う幕藩体制が確立した。この体制のもとで、幕府や大名に租税を負担するのは人口の約8割を占める農民たちであり、この時代も米で納めるのが原則であった。



本年貢…田畑に対する税で、米で納めることが原則。
小物成…山林や野などからの収益や副業に対して課したものの。
国役…幕府が臨時の支出にあてるために労役を課したものの。
運上金・冥加金…商工業者に対する税で、営業税や免許税にあたるもの。

明治

〈近代国家の成立〉

新政府は近代国家としての整備を急ぎ、近代税制を確立するために地租改正を行った。これは石高に応じて年貢を課すかわりに、その土地の地価を決定し、それに依りて税金（地租）を課するもので、すべて金銭で納税する制度となった。



明治6年…地租改正により、地価に応じて金銭で納めるようになる。
明治20年…個人の所得に対して課される所得税が設けられる。
明治29年…営業税、登録税が設けられる。

大正

地租中心から所得税中心の税制へと変化していった。

昭和

〈地方税の充実〉

シャープ勧告により戦後の税制について改正が行われ、民主国家にふさわしい制度となった。とりわけ地方税の充実には、住民に必要な公共サービスはできるだけ住民に身近な地方公共団体がを行い、それに要する経費は税として地方公共団体が徴収するという考え方から行われた。

太平洋戦争

昭和22年…所得税が申告納税制となる。
昭和25年…シャープ勧告による税制改正。直接税を中心とする現在の税体系の基礎がつけられるとともに、地方税の充実が図られる。



平成

〈税制改革〉

所得課税に大きく依存した税収構造を改め、将来的にも安定した税制を確立するため、所得税の減税や消費税の導入などシャープ勧告以来の抜本的な税制改革が行われた。

平成元年…消費税が設けられる。
平成9年…地方消費税が設けられる。

